

## 3 海洋環境の維持・保全

### (1) 海洋環境の保全等

#### ア 生物多様性の確保等の推進

○生物多様性国家戦略 2012-2020 等に従い、国際的な枠組みの下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。(外務省、環境省)

#### ① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進

○平成 31 年 4 月に自然環境保全法の一部を改正して創設した「沖合海底自然環境保全地域」の一部について、環境調査を実施し、順応的管理を行うための基礎データを取得しました。(環境省)

○これまでに実施した海洋保護区における生態系サービスの変化等に係る研究成果の情報発信を行いました。また、平成 30 年度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を行っています。(農林水産省、環境省)

○漁業関係団体等への説明会や国際イベントの場を通じ、海洋保護区設定の必要性の浸透など、国内外における理解促進を図りました。(農林水産省)

○現在の海洋保護区や海域の利用、管理の状況を把握した上で、海域における OECM (保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域) の考え方や仕組みの方向性等を、次期生物多様性国家戦略への記載を見据えて検討を進めています。(環境省、農林水産省)

#### ② 脆弱な生態系の保全への取組

○青森港、阪南港(大阪府)等において、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全等を行ったほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行う海域数は、令和 3 年度は 75 海域でした。(国土交通省、農林水産省)

○西表石垣国立公園(沖縄県)において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省)

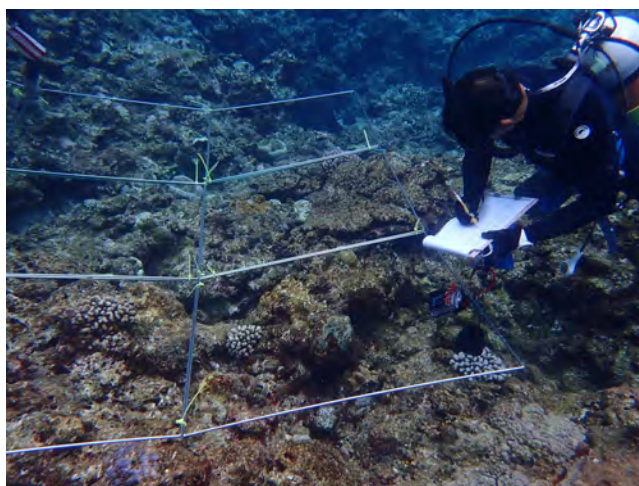
○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえて令和元年度に改定した石西礁湖自然再生事業の実施計画に基づき、サンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組みました。(環境省)

○「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」の計画期間が終了したため、第三期となるサンゴ礁生態系保全行動計画の策定に向けた検討を行い、「サンゴ礁生態

系保全行動計画 2022-2030」を策定しました。（環境省、農林水産省、国土交通省）

○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業（耕土流出防止施設整備）により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。水質保全対策事業に関しては、沖縄県策定の沖縄 21 世紀農林水産業振興計画における整備目標面積 8,800ha（令和 3 年度）に対し、令和 2 年度末で 6,495ha（進捗率 73.8%）の整備済面積となっています。（農林水産省）

○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト 1000<sup>18</sup>のサンゴ礁調査（21 か所）において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表しました。また、浅海域生態系現況把握調査において、大隅諸島及びトカラ列島の周辺海域でサンゴ礁の分布域を把握するとともに、5 か年の計画期間（平成 29 年度～令和 3 年度）で得られた結果のとりまとめを実施しました。（環境省）



石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査の様子

○環境省では、令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト（陸域のレッドリスト）の評価体制を統合し、同年度に水産庁と連携して作成・公表したレッドリスト作成の手引に基づいて、第 5 次レッドリストの公表に向け、海洋生物に関する評価等に着手しました。（環境省、農林水産省）

### ③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

○国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）「政府間会議第 4 回会合」が 1 年以上に渡り延期される中、会期間に実施された各国代表等によるオンライン意見交換において、BBNJ の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けて、関係省庁間で整理した日本の基本的な考え方にに基づき、議論に積極的に参加しました。なお、令和 4 年 3 月に「政府間会議第 4 回会合」が開催され、新協定合意に向けた交渉が行われました。（内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等）

## イ 気候変動・海洋酸性化への対応

○海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、JODC に集積して情報共有を図っています。

・水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺

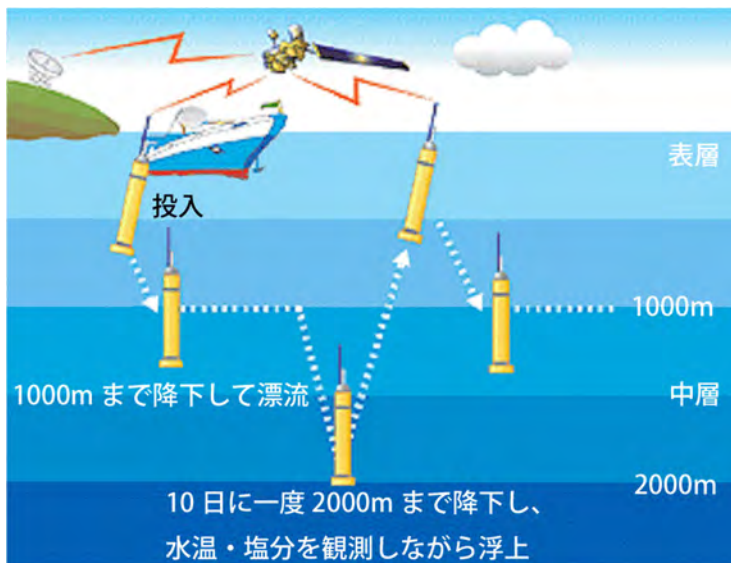
<sup>18</sup>「モニタリングサイト 1000」<http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査（農林水産省）

- ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査（農林水産省）
- ・地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動や海水温上昇を把握するための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測（文部科学省、国土交通省）

○気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行いました。

- ・地球シミュレータ<sup>19</sup>等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化や、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要となる基盤的情報の創出（文部科学省）
- ・国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び海洋酸性化に関する情報の公開（文部科学省、国土交通省）
- ・ブルーカーボンに関し、CO<sub>2</sub>吸収モデルの作成ならびに藻場形成・拡大技術の開発（農林水産省）
- ・ワカメの種苗生産・養殖試験ならびに重要形質の候補抽出及び特性を評価するための項目の検討（農林水産省）
- ・「適応策評価のための気候変動に伴う沿岸環境急変現象の変動と影響評価モデル開発」の課題への取組（農林水産省）
- ・北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開（国土交通省）



アルゴフロートの仕組み（提供：気象庁）



アルゴフロートを投入する様子（提供：JAMSTEC）

<sup>19</sup> 「地球シミュレータ(JAMSTEC)」 <http://www.jamstec.go.jp/es/jp/>

- JAMSTEC では、国際的な枠組みの下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。（文部科学省）
- 平成 30 年 12 月に施行された気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づく気候変動影響の評価に関する報告書（気候変動影響評価報告書）を令和 2 年 12 月に公表しました。さらに、気候変動影響評価報告書の結果を踏まえ、令和 3 年 10 月に気候変動適応計画を改定しました。（環境省）
- 気候変動適応情報プラットフォーム<sup>20</sup>において、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。（環境省）
- 日本は、パリ協定の目標に沿った 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、その 2050 年目標と整合的で野心的な 2030 年度目標を表明しました。これらの目標達成に向けた道筋を示すため、10 月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「地球温暖化対策計画」を閣議決定するとともに、新たな 2030 年度削減目標を記載し更新した「NDC<sup>21</sup>（国が決定する貢献）」を国連に提出しました。（環境省）
- 6 月に IMO において、我が国主導による共同提案を基にした、世界の大型外航船への新たな CO<sub>2</sub> 排出規制「既存船燃費規制（EEXI）・燃費実績（CII）格付け制度」に関する条約を採択に導きました。また、10 月には 2050 年までに国際海運からの温室効果ガス（GHG）の排出を全体としてゼロ（2050 年カーボンニュートラル）を目指す旨を公表しました。これを受けて、国際海運 2050 年カーボンニュートラルを実現するべく、我が国は同年 11 月に、IMO に対し米国、英国等と共同でこの目標を提案しました。（国土交通省）
- 船舶における環境負荷の低減に関する取組については、「第 3 部 2（2）ア」に記載しています。
- 港湾において水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、港湾オペレーション及び港湾立地産業の脱炭素化等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）を形成するため、令和 3 年 12 月、「CNP の形成に向けた施策の方向性」を取りまとめるとともに、各港湾管理者が国の方針に基づき CNP 形成計画を策定するための「CNP 形成計画」策定マニュアル（初版）を公表しました。（国土交通省）
- 港湾における環境負荷の低減として、国土交通省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。（国土交通省、環境省）
  - ・ 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組
  - ・ IoT 機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシの位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナシャーシ等の導入

<sup>20</sup> 「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」  
<https://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

<sup>21</sup> 「NDC」 Nationally Determined Contribution の略。

## 促進に向けた取組

- LNG バンカリング拠点の形成に向けた取組については、「第3部2（3）ウ」に記載しています。
- 港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用し、藻場や干潟の造成等を実施するとともに、ブルーカーボンの活用を拡大するための方策について検討を行いました。（国土交通省）
- 気候変動適応センター及び気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響等に関する情報を提供しています。（環境省）
- 気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。（文部科学省）
- 海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。（文部科学省、国土交通省）
  - ・気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）の下で実施されている「国際海洋炭素観測連携計画（IOCCP）」と、「世界気候研究計画（WCRP）」の下で実施されている「気候の変動性及び予測可能性研究計画（CLIVAR）」の下に設立された「全球海洋各層観測調査プログラム（GO-SHIP）」及びアルゴ計画への参画
  - ・GO-SHIP において定められている測線での海面から海底直上までの観測データを用いた解析
  - ・人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム（GEOSS）」と、「データ統合・解析システム（DIAS）」の接続による地球観測データ等の共有
  - ・令和3年1月に開始した「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」推進のため、同年2月に発足した「国連海洋科学の10年」日本国内委員会（事務局：笹川平和財団海洋政策研究所）に参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の10年」の日本の貢献に向けて活発な議論、検討の実施

## ウ 海洋ごみへの対応

- 海洋ごみ問題については、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、海洋ごみの実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関し、連携・協力して取組を進めています。また、小笠原諸島の海底火山噴火による軽石の漂着への対応として、回収作業等への支援を行いました。（内閣府、消費者庁、総務省、外務省、



奄美大島の砂浜に大量漂着している軽石  
（提供：JAMSTEC）

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組を進めています。(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等)
- 2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画(UNEP)などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っています。(外務省、環境省等)
- 海洋ごみに関して以下の取組を行いました。(農林水産省)
  - ・「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を行っています。
  - ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。
- 第4回日・フィリピン海洋協議(10月)において、両国は海洋プラスチックゴミ対策等についても意見交換を行い、今後も具体的な協力を強化していくことで一致しました。(外務省)
- 海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度を定量的に把握するための調査・結果の公開をするとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」において、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。(農林水産省、環境省)
- 平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海デブリデータベース<sup>22</sup>」として公開しています。(文部科学省)
- 海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました。(農林水産

<sup>22</sup> 「深海デブリデータベース(JAMSTEC)」

<http://www.godac.jamstec.go.jp/catalog/dsdebris/j/index.html>

省、環境省)

○市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました。(環境省)

○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援するための取組は以下の通りです。

・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。(農林水産省、国土交通省、環境省)

・水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました。(農林水産省)

○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収や海底火山の噴火に伴う軽石の除去を実施しました。また、大型浚渫兼油回収船を配備し漂流油の回収や航走及び放水拡散を実施しました。(国土交通省)

○廃ポリタンクなどの国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。(環境省)

○不法投棄の防止については、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動等を実施しました。(環境省)

○河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国土交通省、環境省)

○平成30年10月から「プラスチック・スマート<sup>23</sup>」を立ち上げ、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体から、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発利用、分別回収の徹底等の”プラスチックとの賢い付き合い方”の募集、特設サイト等を通じて取組事例



海岸漂着物(長崎県対馬市)

提供:長崎県対馬市



あなたにとってのプラスマナビ  
使い捨てプラスチックの削減方法がもっと見つかる!



プラスマとは?



海洋プラスチック問題について知る



様々なプラスマアクション



事例をさらに深く知る

プラスチック・スマート特設サイト

<sup>23</sup> 「プラスチック・スマート Plastics Smart(環境省)」 <http://plastics-smart.env.go.jp/>

の情報発信を行っています。(環境省)

○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和及びデータベース化を進めるための国際会議を令和3年11月と令和4年3月に開催し、議論を行いました。(環境省)

○アジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献するため、アジア域の国々の研究者及び技術者27名(インドネシア10名、ベトナム6名、タイ6名、ミャンマー5名)を対象に、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムをウェブ形式で実施しました。(環境省)

## エ 海洋汚染の防止

○海底下CCS(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄)・廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号、海洋汚染等防止法)に基づき、環境大臣の許可において、適切な措置を行いました。平成29年度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。(環境省)

○「海洋汚染防止国際条約」及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。(国土交通省、環境省)

○関係機関と綿密な連携を強化するため、防除資機材取扱いを目的とした基礎的訓練、情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練等を各機関と合同で計画的に実施しています。(国土交通省)

○国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、7月の第20回運営評議会及び11月の第26回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化について、日本の意見を総会等の決定に反映させることに努めました。また、油汚染等事故損害への適確な対応を図るため、「船舶油濁等損害賠償保障法」に基づき、地方運輸局等において、保障契約締結の確認及び保障契約証明書の交付、入港予定の外航船舶から通報される保障契約情報の確認等を実施しています。(国土交通省)

## オ 放射線モニタリング等

○東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、令和4年3月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。(農林水産省、国土交通省、環境省)



海洋環境保全ポスター(提供:OSZAL)  
廃棄物の海洋投棄をなくし、  
海洋環境保全を呼びかけるもの



- 「海洋生態系の放射性物質挙動調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。（農林水産省、環境省）

## カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

- 今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。（環境省）
  - ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の手続
  - ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集
- 環境保全と両立した形で再エネの導入促進を図るため、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で再エネの導入を促進し得るエリア等を設定し活用する取組について、ゾーニング補助事業を通じ2自治体を支援しました。（環境省）
- 沿岸域における海洋環境の把握のため、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査を実施しました。（環境省）
- マイクロプラスチック自動分析手法の開発については、「第3部3（1）ウ」に記載しています。
- JAMSTECは、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。（文部科学省）
- 海域環境に配慮しつつ、全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。（国土交通省）

---

## （2）沿岸域の総合的管理

---

### ア 沿岸域の総合的管理の推進

- 海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組については、「第3部3（1）ウ」に記載しています。

### イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進

#### ① 総合的な土砂管理の取組の推進

- 土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和4年3月時点では、一級水系においては7水系で総合土砂管理計画が策定されています。（国土交通省）
- 個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防で

は適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。（国土交通省）

## ② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり

○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、24 の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。（農林水産省、国土交通省）

○毎年7月を「海岸愛護月間」とし、地域住民と連携した海岸空間の保全に取り組んでいます。期間中の活動実績は以下の通りです。（国土交通省）

- ・海岸清掃活動（122 か所）
- ・環境保全・啓発活動（9 か所）
- ・安全・避難訓練（8 か所）
- ・海開きやビーチバレー大会などの各種イベント（108 か所）

○衛星画像等からの海岸線の抽出など海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。（農林水産省、国土交通省）

○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。（環境省）



西表石垣国立公園（提供：環境省）

○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・整備を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しました。（農林水産省、環境省）

## ③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。（国土交通省）

○汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。（環境省）

○下水道法施行令により、令和5年度までに、各自治体において合流式下水道の改善

対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道改善率は、89.9%（令和2年度末時点）となっています。（国土交通省）

○閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。（国土交通省）

○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。（農林水産省）

## ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

○水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。（環境省）

○環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開し、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。（国土交通省、環境省）

○漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動も支援しています。（農林水産省）

○瀬戸内海の更なる環境保全・再生のために、以下の取組を実施しました。

- ・令和4年4月、①栄養塩類管理制度の創設、②自然海浜保全地区の指定対象の拡充、③海洋プラスチックを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定、④気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正を内容とする瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。（環境省）

- ・漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量

**瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律** 令和4年法律第59号（令和4年9月9日公布）

「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進。

 <p><b>栄養塩類の「排出規制」一辺倒から きめ細かな「管理」への転換</b></p>	<p>地域ごとのニーズに応じて一部の海域への栄養塩類供給を可能とする「栄養塩類管理制度」の創設により、多様な水産資源の確保に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度を創設し、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行います。</li> <li>・ 「規制」中心の従来の水環境行政から「きめ細かい管理」への転換を図ることにより、生態多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献します。</li> </ul>
 <p><b>温室効果ガスの吸収源ともなる 藻場の再生・創出を後押し</b></p>	<p>再生・創出された藻場・干潟も保全地区として指定可能とすることで、生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場創出にも貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の開発等により減少した自然の砂浜等を守るための制度である自然海岸保全地区の指定対象を拡充し、再生・創出された藻場・干潟等も指定可能とします。</li> <li>・ これにより、地域における環境保全活動を促すとともに、温室効果ガスの吸収源、いわゆるブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待される藻場の保全を進めます。</li> </ul>
 <p><b>瀬戸内海を取り囲む地域全体で 海洋プラスチックごみの発生抑制を推進</b></p>	<p>内海であるため沿岸域での取組が特に重要な瀬戸内海において海洋プラスチックごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬戸内海においては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の大半が沿岸域からの排出とされており、沿岸域での対策が進めば、状況が大幅に改善する可能性があります。</li> <li>・ このため、国と地方公共団体が連携し、海洋プラスチックごみ等の発生・発生抑制等の対策を行うことで、地域をあげて生態系を含む海洋環境の回復に貢献します。</li> </ul>

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）

的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。（農林水産省）

・海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。（国土交通省）

○有明海及び八代海等の再生のために、以下の取組を実施しました。

・令和3年3月に議員立法により改正された「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」を踏まえ、「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」を同年8月に改正しました。（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

・「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」において、関係省庁・関係県が実施した再生方策等の実施状況等と課題を整理し、令和4年3月に中間とりまとめが取りまとめられました。（農林水産省、環境省）

・海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収の実施や海域環境の保全と改善を図るための汚泥等の浚渫を実施しました。（国土交通省）

○閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、大阪港及び東京港において堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。（国土交通省）

○全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。（環境省）

○港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。（農林水産省、国土交通省）

## エ 沿岸域における利用調整

○海面利用ルールの方策に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイト<sup>24</sup>に掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。（農林水産省）

○小型船舶から海中転落による死者・行方不明者を減少させるため、小型船舶安全キャンペーン等の機会を通じて、「ライフジャケットが命を守ります！」と題するリーフレットの配布を行う等により、関係省庁、



「ライフジャケットが命を守ります！」リーフレット（表紙）（提供：国土交通省）

<sup>24</sup> 「都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）（水産庁）」

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kisei/kisoku/todo\\_huken/index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/index.html)

団体と連携してライフジャケットの着用について周知・啓発を図りました。（国土交通省）

○平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。（国土交通省）

○小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリレジャーの振興を図りました。（国土交通省）



うと海の駅（提供：宇土マリーナ）